

「職場における受動喫煙対策について」  
「長時間労働による健康障害防止のために」



鳥取労働局 労働基準部 健康安全課長 木村 靖

健康保険委員研修会

# 受動喫煙防止対策について



## ● 知ってほしい受動喫煙の害 ●



**子どもへの影響も大**

**受動喫煙によって引き起こされる体への害**

がん、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や聴覚発達の遅延など

**年間約6,800人**

**受動喫煙による死亡者数の推計**

受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡数は、年間約6,800人。  
そのうち職場での受動喫煙が原因とみられるのは約3,600人。  
厚生労働省の研究班「労働者のたばこ対策の推進に関する研究」より

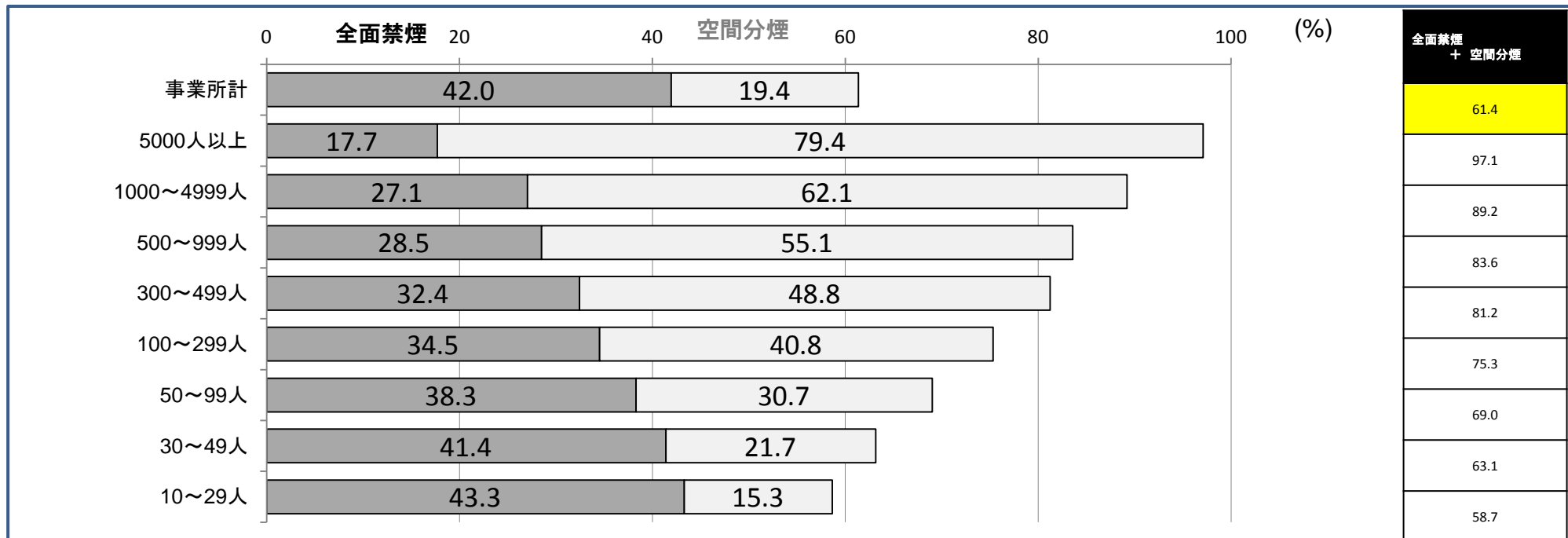
平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、2020年までの目標として、「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられています。厚生労働省では、この目標の達成に向け、事業場の取組を促進するため、喫煙室設置の税の財政的支援、受動喫煙防止対策に関する技術的な問い合わせに対応する専門家による相談対応などの技術的支援を行うこととしています。さらに、関係団体、学識関係者、労使等から構成される円卓会議を開催し、喫煙室の取組内容や国民のコンセンサスの形成のための講演等について議論することとしています。

このパンフレットでは、事業場の皆様にはぜひ知っていただきたい、またぜひ取り組んでいただきたい内容について、分かりやすく解説しています。

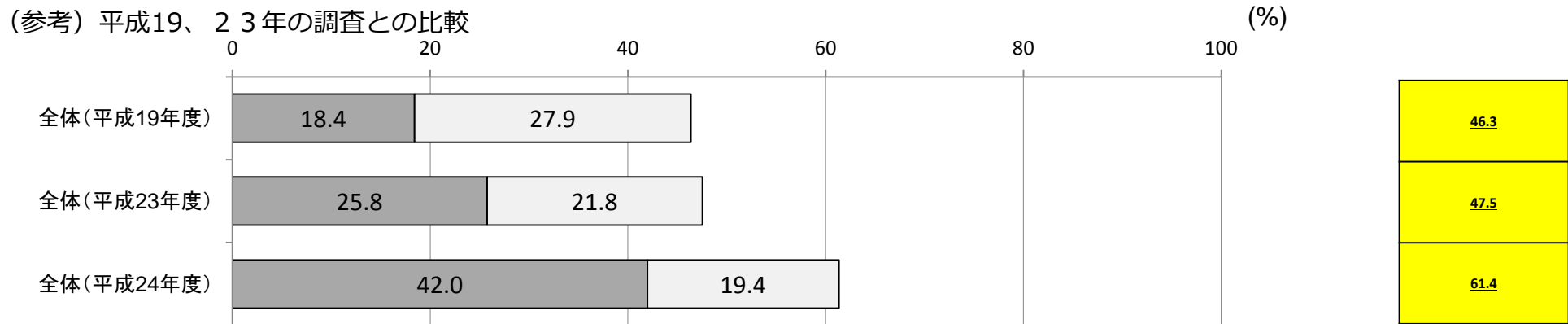
# 受動喫煙防止対策について

## 受動喫煙防止対策に関する事業場の取組状況（規模別）

- ・ H23→H24で全面禁煙・空間分煙で対策を行っている事業主が大幅に増加。
- ・ 事業場規模が大きいほど、対策は進んでいるが、事業場規模が小さくなるほど、全面禁煙を行っている事業場は多い。



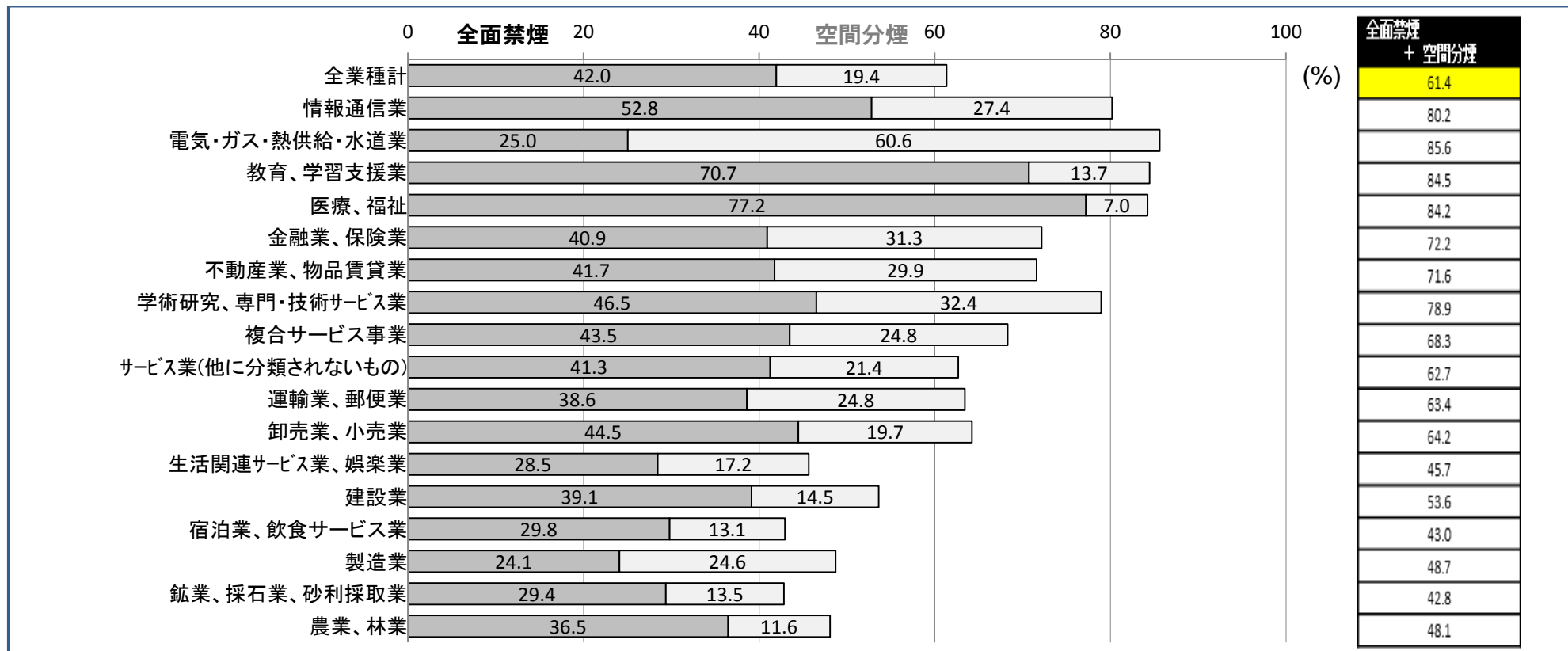
(参考) 平成19、23年の調査との比較



# 受動喫煙防止対策について

## 受動喫煙防止対策に関する事業場の取組状況（業種別）

- 業種によって、取組み状況に差がある。
- 接客系、土木系の業種と製造業について、対策が遅れている傾向にある。



【出典】平成24年労働者健康状況調査

- 実施機関 厚生労働省大臣官房統計情報部（統計法に基づく一般統計調査）
- 調査の範囲

〔事業所〕 約13,000事業所（常用雇用者を10人以上雇用する民営事業所から層化抽出法により抽出）

〔労働者〕 約17,500人（上記事業所に雇用されている労働者のうちから層化抽出法により抽出）

# 受動喫煙防止対策について

- 受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対し、国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進等の必要な援助に努めるものとする。

## 【国による支援措置の概要】

### ● 受動喫煙防止対策助成金

- ・ 助成対象：全ての業種の中小企業事業主
- ・ 助成対象：喫煙室の設置のための費用
- ・ 助成率等：上記費用の1 / 2（上限200万円）

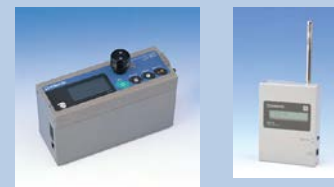


### ● 受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- ・ 喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による無料電話相談を実施。
- ・ 依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施。
- ・ 経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。

### ● たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出

- ・ 職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）の無料貸し出しを実施。



# 受動喫煙防止対策について

## 対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主であること

業 種		常時雇用する 労働者数	資本金
小売業	小売業、飲食店、 配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、 医療・福祉、複合サービス (例：協同組合) など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、 製造業、運輸業、金融業、 保険業、不動産業など	300人以下	3億円以下

- (3) 一定の基準（喫煙室の入口において、**喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上**）を満たす喫煙室を設置（改修も含む）すること
- (4) 事業場内において、喫煙室以外を禁煙とすること

# 受動喫煙防止対策について

## 助成内容

喫煙室の設置にかかる経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費※の2分の1の額を支給。

助成対象経費※	助成率	上限額
工費、設備費、備品費、機械装置費など	<b>1 / 2</b>	<b>200万円</b>

※ 要件を満たす喫煙室を設置するために必要なものに限ります。

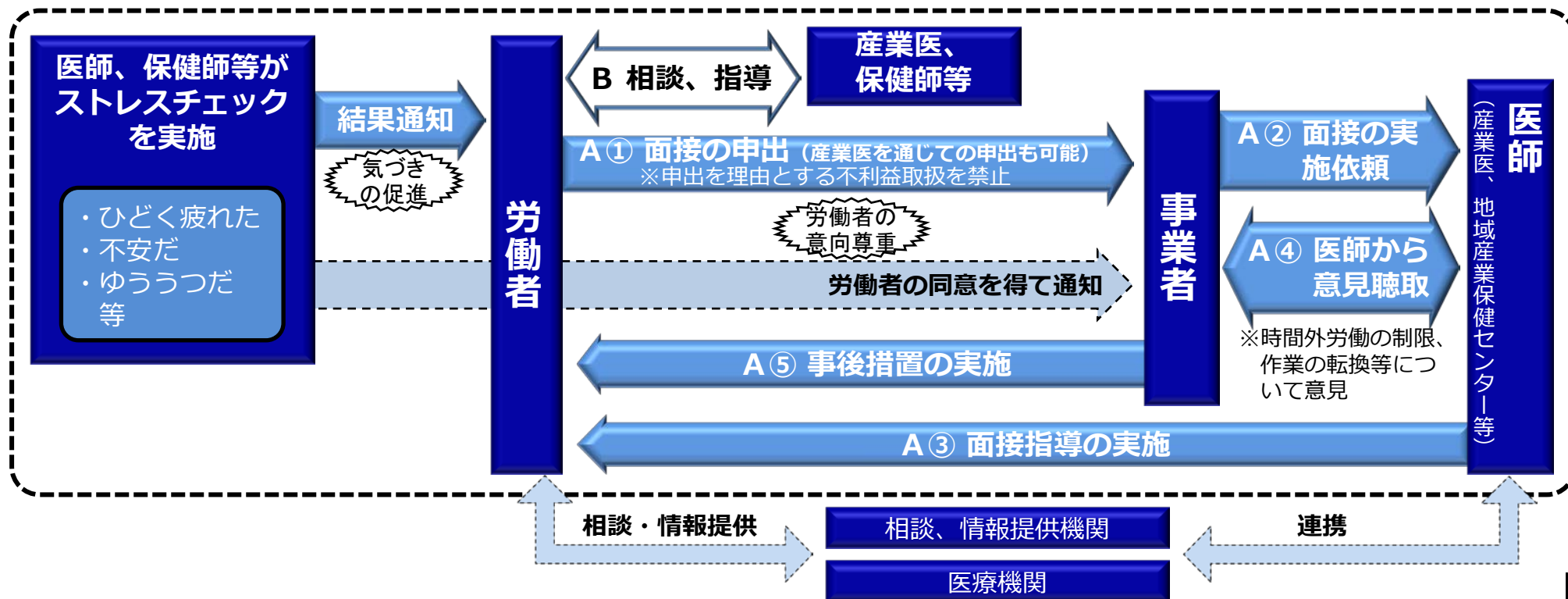
(注意)

- ・ 支給は事業場単位とし、**1事業場につき1回**
- ・ 同じ事業場で複数の喫煙室を設置する場合は、まとめて1件の申請  
(1申請の上限額は200万円)

# ストレスチェック制度の創設

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務づける。ただし、従業員50人未満の事業場については、当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。
- 国は、ストレスチェックを行う医師、保健師等に対する研修の充実・強化、労働者に対する相談・情報提供体制の整備に努めるものとする。

## 【ストレスチェック制度の概要】





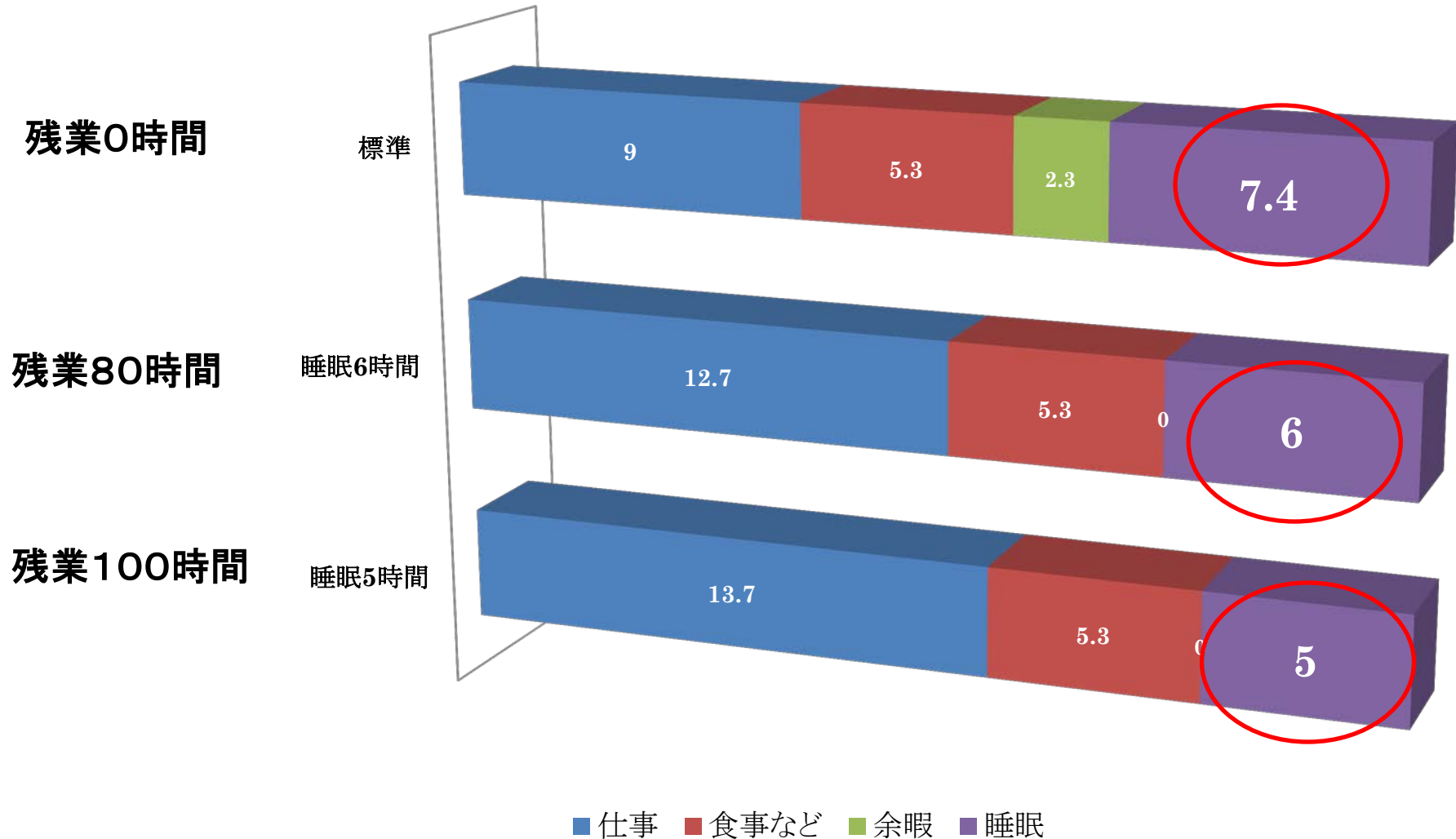
# 過重労働による健康障害防止のために

業務上の負担と発症とに関連性が考えられる疾病

	脳・心臓疾患	精神疾患
過重労働	○	○
セクシュアル ハラスメント	×	○
パワー ハラスメント	×	○

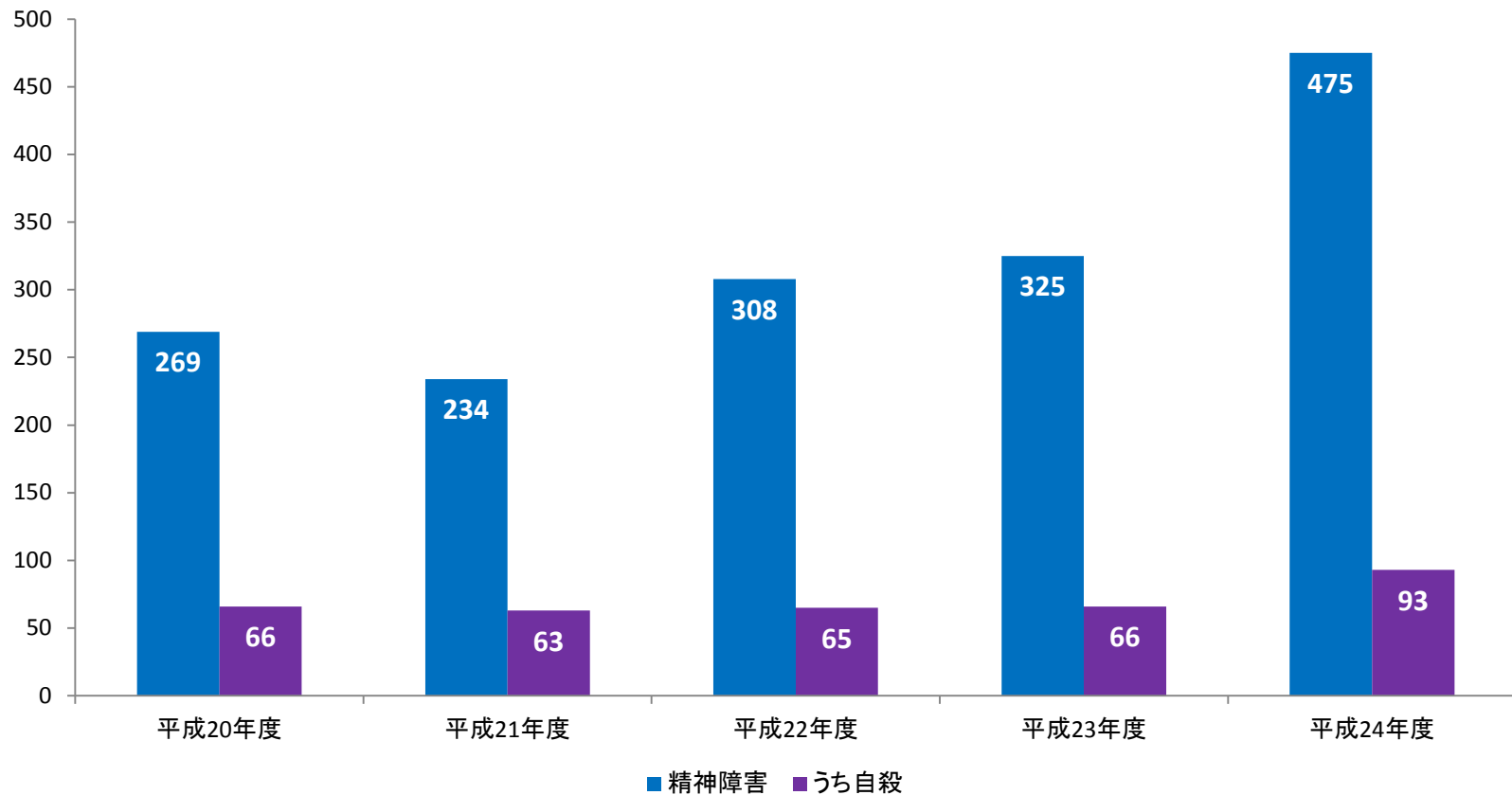
# 過重労働による健康障害防止のために

## 長時間労働と睡眠時間



# 過重労働による健康障害防止のために

## 精神障害の労災支給決定件数の推移



# 過重労働による健康障害防止のために

## なぜ長時間労働に陥るのか

労働時間を適正  
に把握しない

- ・ 自己申告制
- ・ タイムカードの偽装
- ・ 時間外労働の上限設定

時間外手当の  
不払い

- ・ 違法性の隠匿

長時間労働

- ・ モラルの欠如
- ・ 労働生産性の低下